

主な補助対象工事の例

上越南商工業振興協議会

可否…○：対象 ×：対象外

対象工事		可否	特記事項
外装工事	屋根の葺替・塗装	○	
	外壁の張替・塗装	○	
	雁木の設置・交換	△	市の他の補助制度を利用している場合は補助対象外。
	シャッターの設置・交換	○	
	サッシの取付・交換	○	
	ベランダ・風除室の設置・改修	△	ベランダや玄関ポーチを囲み、風除室とする場合で、建築基準法による確認申請または工事届の提出が必要な場合は、申請時または着工前までに提出すること。
	ウッドデッキの設置・改修	△	住宅の1階掃き出し窓との段差が少なく、屋内とのつながりがあるもの。
	雪止め金具・雪庇防止フェンス・屋根雪下ろし命綱固定アンカーの設置・改修	△	屋根雪下ろし命綱固定アンカー・雪庇防止フェンスは住宅部分に限り補助対象。
内装工事	床板・内壁・天井の改修	○	
	部屋の間取り変更	○	
	引き戸・ドアの設置・改修	○	
	襖の張替・畳の入替・表替	○	
	玄関・廊下等の拡幅、手すりの取付	△	
	浴室・便所の改良	△	市の他の補助制度の利用部分を除く工事について、対象とする。
	床の段差解消、床表面の滑り止め、階段昇降機の設置	△	
外装・内装工事共通	住宅用附属家（物置・車庫）の改修	×	
	増築・一部改築	△	住宅用附属家は対象外。
	断熱剤充填工事（外壁・屋根・天井）	○	
	土台・基礎の工事、アスベスト除去工事	○	
	防水工事	○	防水剤の塗布、雨戸の設置、配管の入れ替え修繕など。
	防音工事	○	騒音の障害を防止及び軽減する工事。（防音サッシの設置、防音壁の設置等）
	耐震化工事	△	耐震補強工事で基礎の部分的な補強、部分的な壁の設置など。
設備工事	照明設備の設置・交換	○	施工業者が設置するものであること。
	システムキッチンの設置・交換	○	
	ビルトインコンロ・換気扇の設置・交換	△	ガスコンロ・IHクッキングヒーターなど単品製品（キッチンと一体となっていないもの）のみの購入は対象外。
	浴槽・洗面化粧台・便器の設置・交換	△	便器の交換において、便座のみの交換は対象外。
	給水・排水・ガス等の配管の設置・交換	○	
	下水道等接続工事（排水設備工事）	×	
	合併処理浄化槽から合併処理浄化槽への入替え工事	×	
	給湯器の設置・交換	○	
	エコジョーズの設置・交換	△	市の他の補助制度を利用している場合、購入費を除いた設置工事費を対象とすることにより、併用可。
	エネファームの設置・交換	△	
	ペレットストーブ・薪ストーブの設置	○	薪ストーブは、内装の不燃化工事等を伴うものに限る。
	太陽光発電システムの設置	○	
	防犯システム等の設置・改修	○	防犯カメラ、補助錠、センサーライト、防犯ガラス等の設置など。
外構工事	玄関乗入れ口の舗装の新設・改修工事	△	玄関乗入れに不要な住宅敷地の舗装は対象外。
	玄関乗入れ口のスロープ・手すりの設置工事	△	市の他の補助制度を利用している場合は補助対象外。
	塀・門の造り替え	×	
対象外	門扉の改修工事	×	門扉は塀・門ではないため補助対象外。
	離れの住宅・車庫・物置の新築工事	×	別棟の新設工事はリフォーム工事ではないため補助対象外。
	住宅の取り壊し（一部・全部）	×	取り壊し及び取り壊しに伴う現状復旧はリフォーム工事ではないため補助対象外。
	カーテン・ブラインド等の設置	×	製品の購入が主なので補助対象外。
	家具・電化製品の購入、エアコンの購入設置	×	
	改修工事の設計費	×	設計費は補助対象外。ただし、下水道等接続工事にかかる設計費は補助対象。
	造園・シロアリ駆除及び防除	×	リフォーム工事ではないため補助対象外。

主な脱炭素工事の例	開口部の断熱工事（ガラス交換、内窓設置、外窓交換。ドア交換） 外壁・屋根・天井又は床の断熱改修 エコ住宅設備の設置（太陽熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽、高効率給湯器、節湯水栓、蓄電池、LED照明等）
-----------	--